

【別紙様式 2】 地方公共団体以外の者

4 財産処分承認基準通知の第 2 の 2 の該当項目（番号を○で囲む。）

・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)

・地方公共団体以外の者 → (2)

第 2 の 2 地方公共団体以外の者

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）